

平成 25 年 5 月 29 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

一時払終身保険「たのしみ、ずっと」、変額個人年金保険「Happy Choice(ハッピーチョイス)」
及び一時払終身保険「円建終身プラス」の取扱開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取 北 幸二）は、平成 25 年 6 月 3 日（月）より、一時払終身保険「たのしみ、ずっと」、変額個人年金保険「Happy Choice(ハッピーチョイス）」（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）及び一時払終身保険「円建終身プラス」（引受保険会社：マスマチュアル生命保険株式会社）の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 一時払終身保険「たのしみ、ずっと」

- (1) 外貨で運用しながら、積立利率による 1 年間の増加分（運用収益分）を定期支払金として 10 年間、解約控除なしでお受取りいただけます。10 年後には定期支払金の受取りに変えて死亡保障を充実させます。（10 年目以後、定期支払金を受取り続けることも可能です。）
- (2) 運用収益分はご自身で使い、将来はしっかりのこしたいというお客さまのニーズにお応えできる商品です。

2. 変額個人年金保険「Happy Choice(ハッピーチョイス)」

- (1) ご契約時に、お客さまの将来設計に合わせて積立期間と最低年金原資の保証割合が異なる 2 つのタイプからご選択いただけます。また、目標値の設定も可能です。
- (2) マーケット環境の変化に対応する特別勘定で運用することで、安定的かつ効果的に積立金額をふやせる可能性のある商品です。

3. 一時払終身保険「円建終身プラス」

- (1) ご契約時に、一時払保険料の一定割合の額を毎年積立てる「積立コース」と、毎年受取る「定期支払コース」からご選択いただけます。
- (2) 一生涯の死亡保障を確保しながら、ふえたお金をご自身で自由にお使いいただける特性を備えた商品です。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報のほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 **関西アーバン銀行**

【商品概要】

1. 一時払終身保険「たのしみ、ずっと」

項目		内容				
正式名称		死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険 (定期支払特約付)				
引受保険会社		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社				
被保険者の契約年齢		15～80歳(満年齢)				
契約者		個人				
保険料払込方法		一時払のみ				
保険期間		終身				
基本 保険金額 (一時払 保険料) 注3	契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ	
	最低		2万米ドル (1米ドル単位)	2万豪ドル (1豪ドル単位)	2万ユーロ (1ユーロ単位)	
	最高 注1	75歳 以下	(1)	400万米ドル	400万豪ドル	400万ユーロ
			(2)	契約日時点の円換算額3億円注2		
	76歳 以上	(1)	100万米ドル	100万豪ドル	100万ユーロ	
		(2)	契約日時点の円換算額1億円注2			
円入金特約を付加した場合		最低：200万円以上(100円単位) 最高：【75歳以下】3億円以下 【76歳以上】1億円以下				
外貨入金特約を付加した場合		払込通貨が上記最高額、最低額に準じます。		取扱いません。		
定期支払特約		契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約日または更新日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受取りいただきます。				
支払時期		定期支払日(毎年の契約応当日)				
定期支払金の通貨		契約通貨にてお受取りいただきます。(円支払特約の付加により、円貨での受取りが可能です。)				
死亡保障充実特約		死亡保障充実開始日以後は、次の更改までの期間の保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。				
死亡保険金		被保険者が死亡された日における保険金額または解約払戻金額のいずれか大きい額を死亡保険金受取人にお受取りいただきます。				
主な 特約 付加 できる	円入金特約		一時払保険料を円貨で入金することができます。			
	外貨入金特約		一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。			
	円支払特約		死亡保険金、解約払戻金および定期支払金などを円貨で受取ることができます。			
	遺族年金支払特約		死亡保険金の全部または一部を、年金形式で受取ることができます。			
死亡保険金受取人範囲告知		被保険者の3親等以内の親族 なし				
諸 費用	為替手数料		円入金特約レート：TTM+50銭 外貨入金特約レート： $\frac{\text{契約通貨のTTM}+25\text{銭}}{\text{払込通貨のTTM}-25\text{銭}}$ 円支払特約レート：TTM-50銭			
	解約控除		経過年数に応じて10%～1%(解約時に市場調整価格から控除)			
	年金管理費		年金額に対して1%(年金支払日に責任準備金から控除) ※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。			

注1 (1)、(2)いずれか低い金額となります。

注2 最高保険料の円換算額は契約日時点の三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートに基づき算出します。

注3 同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の通貨選択利率更改型終身保険・利率更改型終身保険(通貨選択型)・通貨選択型個人年金保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。

なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報のほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

2. 変額個人年金保険「Happy Choice(ハッピーチョイス)」

項目	内容		
正式名称	目標設定特則付変額個人年金保険(10)		
引受保険会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社		
種類	10年90%保証型	15年100%保証型	
被保険者の契約年齢	0～80歳(満年齢)	0～75歳(満年齢)	
契約者	個人		
保険料払込方法	一時払のみ		
積立期間	10年	15年	
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。		
死亡保険金	被保険者が死亡された日における基本保険金額または積立金額のうち、いずれか大きい額を死亡保険金受取人にお受取りいただきます。		
積立期間満了時最低保証	基本保険金額の90%	基本保険金額の100%	
目標値の設定	110%、120% ※目標値を設定しないことも可能です		
目標値の判定	契約日より1年経過以後、積立期間中に毎日判定		
年金種類と 年金支払開始年齢の 範囲	目標達成した場合 確定年金：2歳～90歳		
	目標達成しなかった場合、もしくは目標値を設定しなかった場合 確定年金：10歳～90歳 ※確定年金における最終年金支払日は被保険者年齢が105歳以下 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳 保証期間付終身年金：50歳～90歳 保証期間付夫婦年金：50歳～90歳		
諸費用	保険関係費	積立金額に対して年率3.0%	積立金額に対して年率3.2%
	資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して年率0.2%程度(消費税等込)	
	解約控除	経過年数に応じて6.3%～0.7%：目標達成時に控除	
		経過年数に応じて7%～0.7%：解約時・一部解約時に控除	
年金管理費	年金額に対して1%(年金支払日に責任準備金から控除) ※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。		

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報のほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

3. 一時払終身保険「円建終身プラス」

項目	内容	
正式名称	積立利率金利連動型終身保険(確定積立金区分型)	
引受保険会社	マスマチュアル生命保険株式会社	
コース	積立コース/定期支払コース	
被保険者の契約年齢	51～75歳(満年齢)	
契約者	個人、法人	
保険料払込方法	一時払のみ	
保険期間	終身	
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者において、この保険の基本保険金額とマスマチュアル生命の定める他の保険契約の死亡保険金額等を通算して5億円を超えることはできません。	
死亡保険金額	被保険者が死亡された日における基本死亡保険金額(基本保険金額、基本積立金額、基本解約払戻金額のいずれか大きい金額)と確定積立金額の合計を死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ※「定期支払コース」の場合、確定積立金はありません。	
死亡保険金受取人範囲	被保険者の3親等以内の親族	
告知	なし	
付加 できる 特約	定期支払特約	契約日の1年後から毎年契約当日に、確定額を定期支払金としてお受取りいただけます。 ※ご契約時に「定期支払コース」を選択された場合のみこの特約が付加されます。 ※定期支払特約は、いつでも解約することができます。特約の解約後は定期支払を行わず、「積立コース」と同様のお取扱いとなります。
	年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を年金でお受取りいただけます。
	年金移行特約	契約日から5年経過後であれば、解約払戻金を原資として、年金に移行することができます。
契約初期費用	一時払保険料の5%	

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報のほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。

4. これらの商品に関する重要事項

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり（変額個人年金保険の場合）等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 変額個人年金保険はご契約後に保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費用等がかかる場合があります。また、一定期間内に解約・一部解約された場合、解約控除がかかる場合があります。（これらの費用は一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合があるため、表示することができません。）
- ご契約中の変額個人年金保険を解約、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- 一時払終身保険はご契約時の契約初期費用のほか、積立利率を決定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用が控除される場合があります。また、一定期間内に解約された場合、解約控除や市場価額調整がかかる場合があります。（これらの費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合があるため、表示することができません。）
- ご契約中の一時払終身保険を解約・一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- これらの商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約払戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合、また保険金等を円貨で受け取る場合は、為替手数料がかかる場合があります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約払戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品は当行による元本および利回りの保証はありません。
- これらの保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- これらの保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、当行窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約払戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- これらの商品は、クーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。ただし、申込者が法人（会社等）の場合または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合には、本制度の対象外となります。

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報のほかご契約のしおり・約款等を必ずご覧ください。